

5. ソ連帝国と日本帝国

日時：2009年9月3日(木) 14時30分～18時15分

場所：北海道大学スラブ研究センター4階大会議室

報告者：池田嘉郎（新潟国際情報大学）、山室信一（京都大学）

本研究会の前半ではソ連を事例とした帝国論を、『革命ロシアの共和国とネイション』(山川出版社、2007年) の著者で、ロシア革命期・ソ連時代初期の歴史の気鋭の専門家である池田が展開した。後半では、『キメラ：満洲国の肖像』(中央公論社、1993年)、『岩波講座「帝国」日本の学知8 空間形成と世界認識』(岩波書店、2006年、編著) などで著名な日本近現代史の大家、山室が日本の事例を「国民帝国」をキーワードに論じた。当日は予想を大幅に上回る盛況で、第1部の会場を急遽小会議室から大会議室に変更した。第1部・第2部とも、入れ替わりはあったが常時40～50名の参加者の熱い議論で盛り上がった。

第1部の池田報告では、「帝国」を社会契約論に基づかず、多元性が支配の正当性の重要な要素をなす国家として定義したのち、ソ連帝国を貫いた共和制という「装置」を軸として、1920年代の第1段階と1930年代の第2段階に分けて議論した。「モダン」な制度を基盤とした「アーカイック」な社会という矛盾が、ソ連に特徴的な「共和制の帝国」である、ということが池田報告の骨子であった。報告の最後には、カザフ詩人を主人公とした『ジャンブル』などソ連映画の一部が上映された。

フロアからはまずソ連・ロシア地域研究者を中心として質問が上がった。池田報告では帝国が「非社会契約論的支配」として説明されたが、人間の自由を出発点としながらも「一般意志」に基づく権力による個人の抑圧を正当化しうる社会契約論の矛盾を突き詰めた形態を想定すれば、それがソ連型国家となるのではないかという議論も出た。さらに、概念としての共和制と、ソ連に特徴的なネイション・ビルディングの受け皿の「共和国」が報告の中で混在しているという指摘や、ソ連は結局中央アジアなどの非ロシア人を二級国民化したのではないかという疑問も出された。また、アメリカ、イギリス、日本などの帝国史研究者を中心として、対外的な国際環境、理念・知的レベルでの国際公共財、軍事などのファクターが帝国支配に及ぼした大きな影響について指摘がなされた。

第2部の山室報告によれば、従来の日本帝国研究では、台湾、朝鮮、満洲などの地域別の研究は詳細に行われてきたが、それらを統合する原理について、十分な考察がされてこなかった。それぞれの旧慣を持った地域を、本国からの自立傾向をもった総督府が治めるという意味で、帝国が「異法域結合」であったことに注目すると、多様な空間を支配した原理が見えてくる。地域間の差異や格差が意図的に保たれ、他の植民地に対する優越意識を利用して本国に不満が行かないようとする一方、制度や統治人材がこれらの地域を周流

し、日本的な「家」を単位とした臣民管理を広めることで、異法域間の結合が図られた。また、帝国の外延が拡大する遠心力が高まるにつれ、より内地に近い植民地の地位が上がり求心力が高まるという原理も説明された。

フロアからは、非常に多岐にわたる質問と議論が出された。まず、国民帝国の定義から外れる帝国、すなわち国民帝国の前史として出てくる清朝やハプスブルクなどの家産帝国やソ連を中心とする国際共産主義帝国について、いくつか質問があった。日本の天皇制が家産帝国とならないのは、明治まで天皇家は家産をもたず、それ以降は象徴的な創られた財産を持ったに過ぎなかったからであり、日本帝国を国民帝国として議論することは可能であると報告者は述べた。家産帝国として扱われる他の帝国の場合も含め、君主が実態としてどの程度力を持っていたかは、今後も比較帝国論の議論の対象になると思われる。

また、異法域結合の段階に関して興味深い質問がなされた。まず、ソ連帝国論の視点から、ソ連内部の共和国の法律は、形式的には別個の存在であったにせよ、内容が互いに極似しており、中国の場合も恐らく同様だとすれば、現在の中国を異法域的な国民帝国として扱うのは無理があるのではないか、との質問が出された。また、civic の原理を重視するアメリカを研究する視点からは、普遍主義を意識しないまま、異法域を並べていく日本の帝国形成のあり方が、欧米帝国と比較した場合、特殊な事例であるという意見が出された。今回の報告は空間軸による帝国論の試みとして非常に大きな意義のあるものだったが、今後の研究の中で、こうした比較の観点からの議論のさらなる展開が期待される。

また、今回の報告が歴史性だけでなく、現代性にまで言及したことに関して、やはり時代的規定性を考慮した方がよいのではないかという指摘がなされた。それに対して報告者からは、国民帝国の現代性を考えることによって、国民国家の議論では閉塞してしまうようなチベットやウイグルの問題、東アジアのアイデンティティ形成問題などに議論を開いていく試みを本報告が含んでいることが指摘された。

共和制の帝国 — ソ連に帝国論を適用するための試論

池田 嘉郎

1. 近現代における帝国

◆「帝国」の定義は難しい

- ・最大公約数的理解：広域的で多元的（法、文化、宗教、民族etc.）(cf.「多法域性」松里)。
だが、このような統治秩序は近代までむしろ基本。帝国プロパーの説明としては不十分
(cf.「複合国家」Gustafsson)。
- ・近代以降に時期を絞って、帝国の輪郭を明らかにしようとするならば、①支配の性格、
②多元性の性格、の二つを軸にして次のような整理ができるのではないか。

①支配の性格：帝国は社会契約論に基づかない

②多元性の性格：単なる複合国家、多民族国家ではなく、多元性が支配の正当性の重要な要素をなす (cf.「大一統」王柯)。

	社会契約的支配	非社会契約的支配
単なる多元性	結果としての多民族国家	権威主義的な多民族国家
多元性=正当性	意識的な多民族国家	帝国

- ・さらに、近代以降の文脈に限ってみると、帝国とはまた共和制のネガでもある。

◆フランス革命の二つの挑戦

①人民主権（社会契約論） (⇒帝国：非社会契約的支配)

②均質なネイション (⇒帝国：多元性、社団国家)

- ・共和制：領域国家の全住民をネイションとして均一化；際立った動員能力（ナポレオン軍）
- ・帝国は共和制と対蹠的な存在；第一次世界大戦に至るまで基本的な統治秩序であり続けるが、共和派からの批判の対象に；共和制の動員能力を横目で見ながらその部分的な取り込みを模索（国民原理の剽窃：ex. ロシア帝国の官製国民主義；ハプスブルク帝国の二重帝国化）

◆20世紀の帝国

パターンA：帝国の崩壊→コア地域の共和制化

オスマン帝国（→トルコ共和国）；ハプスブルク帝国（→諸共和国）

パターンB：帝国の維持+コア地域の国民国家化+周辺地域の二級国民化

イギリス帝国；日本帝国（cf.「国民帝国」山室）

パターンC：帝国の崩壊→共和制による帝国の再編

ロシア帝国（→ソ連邦）；清（→中華民国→中華人民共和国）

※ソ連は①非社会契約（一党独裁）、②多元性=正当性という点で帝国。他方、最も共和制原理を徹底的に活用した帝国でもある。共和制の帝国は民主主義の帝国、ナショナルな帝国もあるが、ここでは共和制という「装置」にこだわりたい。帝国のアンチとしての共和制を用いて帝国の再編を実現するというソ連のパラドクスを考えてみたいからである。

2. ソ連形成の第一段階：共和制による帝国の再編

◆ロシア帝国からソ連邦に：諸レベルの共和国の複合体として再生

- a) 帝国周縁部：独立共和国（ウクライナ、ベラルーシ、グルジア、アルメニア、アゼルバイジャン）；後3者はザカフカース連邦共和国に（1922 - 36）
- b) 帝国内奥部：ロシア・ソヴィエト連邦社会主义共和国（RSFSR）の成立、その一部としての自治共和国（バシキール他）、さらに自治州（チュヴァシ他）

◆二つのルール（マルクス主義のイデオロギーと帝国統治のプラグマチズム）

①発展段階論：自治州→自治共和国→独立共和国

②ロシア本土の一体性：タタールや沿ヴォルガ・ドイツ人も自治共和国のみ

◆ソ連結成（1922）後も共和国の増殖は続く

- ・中央アジア：トルケスタン自治共和国からウズベク共和国が「独立」（1925）etc.
 - ・自治州：文化・産業の発展により自治共和国に
- 1923年4月：自治州代表5名により、自治共和国への改組要求（高橋）

◆コレニザーツィア（土着化）の枠組としての共和国

- ・憲法、政府、世俗教育；行政と教育の場で現地語使用
- ・アファーマティヴ・アクション帝国（Martin）か？根底にはボリシェヴィキのイデオロギー

◆近代化戦略としての共和制の帝国

スターリン「マルクス主義と民族問題」（1913）：「ナーツィア（…）の基盤にあるのは、言語・領土・経済生活の共同性であり、さらにまた、文化の共同性として現れるところの心理的様式の共同性である」（⇒オーストリア・マルクス主義の文化的自治）

- ・領土の重視：生産の重視（マルクス主義）
- ➡領域を画定し、その住民をナーツィアに鑄直し、最大限の動員を図る

※広大なユーラシア大陸で多様な生活条件の下にある諸住民集団を、発展段階論に沿って整理。全ての集団を「進歩」の道程に引き込むプロジェクトとしての共和制の帝国。そもそも共和制という概念自体が、「反專制」「進歩」という歴史的・時系列的な価値を負荷されている。

※第一次世界大戦により、住民の均質化、政治参加と主体化、最大限の動員といった現象が広まる。戦後の全ヨーロッパ規模での民主主義ブーム（Mazower）。非ボリシェヴィキ系の民族指導者の間にも、ボリシェヴィキの「共和制」創出を受け入れる余地あり。

3. ソ連形成の第二段階：帝国秩序の確立

◆歴史の終わり

- ・1930年代半ば：社会主義建設の達成、「人類史の本史」→「永遠」の感覚（パペルヌイ）；現状の絶対化、超歴史化
- ・民族の理解に関する本質主義（cf. 宇山）；民族文化の固定的イメージ
「生活は楽になった。生活は楽しくなった。老人たちに若さが戻り、90歳のジャンブル [カザフ人、1846 - 1945] や80歳のスレイマン・スタリスキー [レズギン人、1869 - 1937] が18歳の若者のように歌い出した（…）。諸民族の偉大で搖るぎなきスターリン的友好の王国が到來した」。（トゥレポフ『革命と民族』誌、1936年10号）

◆ソ連市民（公民的ネイション）

- ・各共和国市民は同時にソ連市民
- ・ソ連市民とは「1億7000万の友好的、多民族的、真に人間的な集団の、完全な権利をもち、自由で、幸福な構成員である」（ヴォーリン「ソ連市民」、『アジテーター必携』1938年5月）

◆各共和国市民（エスニック・ネイション）

- ・ソ連全体に共通のモダンな側面+民族的な個性
- ・一例としてのスポーツ。1936年6月のソ連中央執行委員会民族会議幹部会で、ウズベク・トルクメン・タジク共和国のスポーツ振興が議題に：都市住民、ヨーロッパ系が主に参加。1935年の国家技術審査合格者は、タジクで2800人中現地民族は604人、トルクメンで8597人中1317人；女性の参加の低さ。トルクメンの女性合格者916人中32人。「民族

共和国での身体文化の発展、身体文化への女性の思い切った引き込みを妨げている、過去の遺物としての偏見」に注意を向ける；民族的な種目の発展に力を注ぐ（拳闘や曲乗り）（『革命と民族』誌1936年7号）

- ・1939年7月18日：全連邦身体文化愛好者の日。赤の広場で4万人のパレード。健康・労働・国防の手段、「レーニン＝スターリン的民族政策の勝利」（スネーゴフ）

◆スターリン憲法（1936）：共和国単位の帝国の仕上げ

- ・ザカフカース連邦共和国の解消：グルジア、アルメニア、アゼルバイジャンは直接ソ連に加入
- ・自治共和国から共和国に：カザフとキルギス
- ・自治州から自治共和国に：コム、マリ、カバルダ＝バルカル、北オセチア、チェチェン＝イングーシ

◆共和国の人格化

- ・『夕刊モスクワ』1936/11/23：「平等な中の第一位」（RSFSR）、「豊穣の共和国」（ウクライナ）、「西部国境にて」（白ロシア）、「花咲くアイアスタン」（アルメニア）、「黒い黄金の国」（アゼルバイジャン）、「われらの祖国の真珠」（グルジア）、「白い黄金の国」（ウズベキスタン）、「第三の石炭基地」（カザフスタン）、「太陽の国」（トルクメニア）、「獲得された幸福」（キルギスタン）、「復活した人民」（タジキスタン）
- ・「受勲共和国」：第7回（1935）連邦ソヴィエト大会から第8回（1936）大会の間にアゼルバイジャン、グルジア、ベラルーシ、バシキール、アブハジア、チュヴァシがレーニン勲章を受勲

◆ロシア連邦共和国とロシア人

1930年代～：ロシア人・ロシア文化の優位性が強調される

- ・帝国支配の戦略；共和国の人格化・個性化の一環でもある
- ・RSFSR（無機的）→われわれの共和国は多民族的であるが、同時にロシア民族の名を冠している（カリーニン、1937年1月の第17回全ロシア・ソヴィエト大会）

※スターリン時代：モダンの後。有機体的集団イメージや家父長的・権威主義的な共同体イメージなど、「前近代」的なイメージが強まる。帝国の先祖返り的な側面。

4. 共和制の帝国と境界線

◆国内の境界線

1924年6月、RSFSR 自治共和国内務人民委員第1回協議会

- ・セルギエフスキイ（RSFSR 内務人民委員部参与）：自治共和国間の連携の欠如。西欧諸国同士と同じ。他方、犯罪者は自由に国内の境界線を行き来する。
- ・マメドベコフ（ダゲスタン代表）：他の共和国の捜査機関が国境線まで犯罪者を連れてきて、それで終わりにしてしまう。240人が放たれ、郡の犯罪発生率が高まった。

➥ ソ連内における境界と越境の意義は？

◆東方国境における共和制の波及

- ・ヒヴァ汗国とブハラ汗国→人民ソヴィエト共和国（1920 - 24）
- ・モンゴル人民共和国（1924成立）；トゥヴァ人民共和国（1926 - 44）
- ・新疆：盛世才の民族文化振興路線（1933 - 37）
- ・カザフとキルギスの共和国への昇格：中国、ペルシア、アフガニスタンを見据える（対英）

◆西方国境における共和制の波及

- ・第二次世界大戦後の東欧：人民共和国

※直線的歴史認識を負荷された共和制という枠組の輸出；軍事力による帝国拡大とは別の次元で、理念・制度の輸出（知的な次元での国際公共財？）；資本主義諸国のマルクス主義的知識人、植民地の独立運動にも波及していく

むすび

※民族的個性をもった諸共和国の複合体としてのソ連。動員という20世紀の要請と、発展程度の異なる諸住民集団の共存という20世紀以前的なロシアの実態との両方に対応。1980年代後半の帝国中枢の混乱により周縁部の共和国は離脱。だが、現在のロシア連邦にもその構造は引き継がれる（自治共和国は全て「共和国」となった）。ともかくも社会契約的支配に基づいている点で、現在のロシア連邦は「共和制の帝国」から「意識的な多民族国家」に移行しかけている。

参考文献

ГАРФ [ロシア連邦国立アーカイヴ]. Ф.Р-393 (RSFSR 内務人民委員部)

«Вечерняя Москва» [夕刊モスクワ]

«Революция и национальности» [革命と民族]

«Спутник агитатора» [アジテーター必携]

В. Паперный. Культура два. М. 1996 [パペルヌイ『文化2』]

РСФСР. М., 1938 [『RSFSR』]

H. Gustafsson, "The conglomerate state: A perspective on state formation in early modern Europe",

Scandinavian journal of history, Vol. 23, Issue 3, 1998

M. Mazower, *Dark Continent: Europe's twentieth century*, New York, 1998

T. Martin, *The Affirmative Action Empire: Nations and Nationalism in the Soviet Union, 1923-1939*, Ithaca, 2001

秋田茂『イギリス帝国とアジア国際秩序 — ヘグモニー国家から帝国的な構造的権力へ』、名古屋大学出版会、2003年

宇山智彦「旧ソ連ムスリム地域における「民族史」の創造 — その特殊性・近代性・普遍性」、酒井啓子、臼杵陽編『イスラーム地域の国家とナショナリズム』、東京大学出版会、2005年

王柯『20世紀中国の国家建設と「民族』、東京大学出版会、2006年

『スターリン全集』第2巻、大月書店、1952年

清水由里子「カシュガルにおけるウイグル人の教育運動（1934 - 37年）」、『内陸アジア史研究』第22号、2007年

高橋清治「ソヴェト国家と諸民族 — 自治共和国、自治州と民族問題人民委員部の解体」、『両大戦間期ロシアの政治と文化の歴史的考察』(科研費報告書、代表磯谷孝、2001年)

松里公孝「境界地域から世界帝国へ — ブリテン、ロシア、清」、松里公孝編『講座スラブ・ユーラシア学3 ユーラシア — 帝国の大陸』、講談社、2008年

山室信一「『国民帝国』論の射程」、山本有造編『帝国の研究 — 原理・類型・関係』、名古屋大学出版会、2003年

国民帝国としての日本 — 比較帝国史への一視点

山室 信一

I. 「帝国」分析への視座

1. 政策としての「帝国主義」
2. 経済的構造
3. 意識とイデオロギー
4. 生活様式・社会関係および文化形態
5. 統治システムと統治技法 ⇔ 抵抗・独立の運動と技法
6. 帝国形成・運営のための学知 → 競存体制における共有財

II. 国民帝国という作業仮説 — 比較・印照基準として

1. 国民帝国（Nation Empire）の定義

- ①国民帝国は世界帝国と国民国家の拡張でもあります、各々の否定として現れるという矛盾と双面性をもつ（第1テーマ）。
- ②その形成・推進基盤が私的経営体からナショナルなものに転化していった。ただ、日本においては、その形成・推進主体は軍部であり、それがナショナルなものに派生、転化していく点に特徴が見出せる（第2テーマ）。
- ③世界体系としては“多数の帝国が同時性をもって争いつつ手を結ぶ”という競存体制をせざるをえない（第3テーマ）。
- ④本国と支配地域とが格差原理と統合原理に基づく異法域結合として存在する（第4テーマ）。
- ⑤国民帝国システムから被支配地域が独立するにあたっては国民国家という形式を採らざるをえなかった（第5テーマ）。

2. 国民帝国の歴史性と現在性

① 歴史性

- ・「文明国標準」主義による規定性
- ・幼体成熟としての国民帝国・日本
「資本的には一流帝国主義国に従属しながら、自身もまた植民地従属国を支配する」
(レーニン『帝国主義論ノート』)
- ・「サブ（副次的）国民帝国」としての満洲国
- ・国際共産主義による国民帝国と民族自決の逆説

② 現在性

- ・中華民国・中華人民共和国という国民帝国一家産帝国からの takeover
- ・国民帝国としてのアメリカ（そして「イギリス」「ロシア連邦」？）

III. 日本における国民帝国の形成過程

- ・1911年に完全な主権回復を達成する以前、1895年に台湾や澎湖諸島を領有。
- ・日露戦争によって南樺太の領有と関東州を租借地とし、1910年には韓国を併合。
- ・第一次世界大戦後には委任統治領として南洋群島等を管轄下に。
- ・1932年の満洲国建国後、蒙疆さらに華北から華中に傀儡政権を樹立。
- ・1940年からは北部仏印への進駐にはじまって大東亜共栄圏の形成を唱えて東南アジア・太平洋地域での軍事占領。
- ・さらに1896年の日清通商航海条約あるいは1898年のシャムとの日暹修好通商条約などによって領事裁判権や關稅設定権などを強制する法域浸透が図られた。

IV. 異法域結合における二つの原理

1. 異法域結合の規定要因

- ・培地依存性と旧慣調査
- ・軍政機関としての総督府による「自動的活動」と「総合行政」=立法権の委任と財政権の「自立」、機密費とアヘン

2. 格差原理の意味

- ・植民地間格差による本国意識と植民地意識の涵養
- ・植民地統合機関の機能不全と「官僚統治」

3. 統合原理の発現

- ・異法域結合のための「統治様式の遷移 (succession)」と「統治人材の周流 (circulation)」
- ・準国際私法としての「共通法 (1918年・法律第39号)」と「家」による臣民管理 → 国籍条項問題と脱植民地化
- ・内外地行政一元化と「政治処遇改善」措置 → 権利の平等要請
- ・外延の拡張と収斂圧力

4. 統合イデオロギーとしての「民族協和」

- ・転回点としての満洲国建国
- ・イスラームへの視圈拡張

- ・東亜連盟と国家群形成

V. 大東亜共栄圏 —— 国民帝国・日本の最終形態

1. 「新秩序」としての圏域秩序形成—その相同性と差異化

ナチス—ヴェルサイユ体制打破⇒歐州新秩序建設⇒ユーラフリカ圏の創出

日本—ワシントン体制打破⇒東亜新秩序建設⇒インド洋に至る大東亜共栄圏創出

Cf. 日独伊三国条約（1940年9月27日）第一条「日本国は独逸国及伊太利国の欧州における新秩序建設に関し指導的地位を認め且之を尊重す」。第二条「独逸国及伊太利国は日本国の大東亜における新秩序建設に関し指導的地位を認め且之を尊重す」。

2. 大東亜国際法への志向

- ・グロスラウム（Großraum）とライヒ（Reich）論への着目
- ・大東亜地政学—生活圏から生存圏へ
- ・モンロー主義に準拠した域外諸国の干渉禁止原則

3. 法学界の対応

- ・1940年、国際法学会の改組=「内は以て東亜新秩序の国際法的体制化を促進し、外は以て世界新秩序の確立ならびに世界国際法の改善に貢献せん」。
- ・1940年、日本法理研究会の設立=「皇國の国是を体し、国防国家体制の一環としての法律体制の確立を図り、以て大東亜法秩序の建設を推進し、延いて世界法律文化の展開に貢献せんことを期す」。

4. 大東亜共栄圏と国民帝国・日本

・イエ原理による国家結合

「日本に於ける家族精神は、同系同血統の同胞を産靈ぶばかりでなく、異系血統の人々をも等しく血縁を同うする同系同族の関係に化成し、共に緊密な家族の結合関係、家族体系化する」（平野義太郎「大東亜共栄体の構成原理たる家秩序について—特に異系血統を同家化する日本精神」『法律新報』1944年3月18日）

・有機的国家結合と「指導国」概念

「ローマ帝国、英帝国、大東亜共栄圏」では「原子的に併存しているのではなく、指導国を中心として、指導と協同、共存共栄により、結びついている所に、その本質を有する」。「差等即対等という如き、東洋的な具体的、立体的、動態的な悟りをもって、内在しつつ超越し、超越しつつ内在する世界としてのみ把握せられ

得る」(矢部貞治『東亜新秩序の政治的構成』)。

・情誼結合としての大東亜共栄圏

「大東亜の諸国家は、元来血を分けた兄弟であり、相依り、相助けて暮すべきものであったが、米英の侵略の犠牲となり、手を握り合うことが出来なかつた。皇軍将兵の勇戦による大戦果が、米英を駆逐した結果、ここに大東亜各国は、初めて本来の姿に立ち帰り、互に愛し合い、譲り合い、恵み合い、励まし合つて、永遠の反映を図ることとなつた。大東亜各国を結ぶものは、徳義と情愛である。それは権利、義務の上にあり、区々たる権益、思想を超越するものである」(『週報』第369号、1943年11月10日号)

5. 近代西洋国家概念と国際秩序観念からの離脱

- ・孤立・単一（アトム）的な主権概念の克服 → 「主権から今一つ上の言葉が必要」（西谷啓治）
- ・絶対的平等より相対的平等へ－共栄圏における国家平等観念の意味
田畠茂二郎『国家平等理論の転換』（日本外政協会調書、1944年）
- ・格差原理の法的正当化と広域統合原理の模索

VII. 領域空間の自明性と当為性

1. 属性と関係性と構想

「にある（基軸）」・「である（連鎖）」・「となる（投企）」

2. 4つの空間層とアイデンティティ
－グローバル・リージョナル・ナショナル・ローカル

3. 脱中心的ネットワークと非領有的「帝国」形態